

八食センター駐車場貸出規程

◆料 金	土・日・祝日	1反歩(300坪)当たり	1日	33,000円〔税込〕
	平 日	1反歩(300坪)当たり	1日	13,200円〔税込〕

◆貸出範囲 下長1号線向い南側駐車場(下記図面)

◆備 考 料金は準備・開催・片付けにかかわらず貸出日数で計算します。
 例) 金・土・日の3日間4反歩(1,200坪)貸出の場合
 $33,000円 \times 4反歩 \times 2日(土・日) + 13,200円 \times 4反歩 \times 1日(金)$ 合計 316,800円
 ※ なお、催事開催における広告媒体出稿額及び内容により値引も考慮しますので、ご相談下さい。

■貸出条件

- ・催事関係車両は八食センターが指定する駐車場に駐車すること。
- ・一般道路に隣接するため道路法規等を厳守すること。
- ・隣接地に対する事故等は、責任を持って対応すること。
- ・貸出区画内での事故及びトラブルは、借り主が責任を持って解決することとし、八食センターは関知しない。
- ・次に掲げる場合に該当すると認められるときは、貸出できません。

イ:法人等(個人、法人または団体)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であるとき。又は法人等の役員(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているもの)が同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき。

ロ:暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ:青森県暴力団排除条例13条の規定する場合に該当するとき。

■貸出禁止日

- ・1/2~3(初売り)、4月末~5月上旬(GW)、8/10~16(お盆)、HSFL時、12/20~31(年末)

■その他注意事項

- ・店内取り扱い商品・類似品など、商品により必要に応じて、部会・委員会での検討の上、貸出するか返答する。
- ・催事性が有り、且つ一般向けで健全であること。
- ・法令上、道徳上問題のある恐れがある場合、貸出を禁止する。
- ・貸出目的以外の使用を禁ずる。違反した場合は、貸出料金と同額の反則金を徴収する。
- ・使用後は必ず清掃の上、使用前の状態に復旧する。
- ・臭い・音・煙・熱などの営業に支障を来す恐れがある場合は、事前に申し出ること。
- ・電源・給排水設備を利用する場合は、事前に申し出ること。

